

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金

業務改善助成金のご案内

時給800円未満の従業員を
雇用する社長さん！
賃金と業務の改善を国が応援！
まずは相談を！！



ご存知
ですか？





支給手続き



支給の要件

①賃金改善計画

事業場内で最も低い時間給を4年以内に800円以上とする計画を作成し、実施すること。

※1年当たりの賃金引上げ額を就業規則等で明記し、40円以上とすること。

②業務改善計画

申請年度の業務改善（賃金制度の整備、就業規則の作成・改正、労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修等）に係る計画を作成し、実施すること。

※業務改善計画については、労働者から意見を聴取すること。

支給額

上記業務改善の経費の2分の1(下限5万円、上限100万円)

※賃金引上げ計画期間中に支給要件を満たした年度に1回支給。

※業務改善措置は交付決定後に実施したものに限る。

お問い合わせ・申請先

お問い合わせ先

最低賃金総合相談支援センター山形

(山形商工会議所内)
〒990-8501 山形市七日町3-1-9
☎ 023(622)4666

最低賃金相談支援コーナー新庄

(新庄商工会議所内)
〒996-0022 新庄市住吉町3-8
☎ 0233(22)6855

最低賃金相談支援コーナー米沢

(米沢商工会議所内)
〒992-0045 米沢市中央4-1-30
☎ 0238(21)5111

最低賃金相談支援コーナー庄内

(酒田商工会議所内)
〒998-8502 酒田市中町2-5-10
☎ 0234(22)9311

お問い合わせ・申請先

山形労働局労働基準部賃金室

〒990-8567 山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階
☎ 023(624)8224

